

西武フィットネス emifit 東久留米 会員規約の 2019 年 3 月 1 日改正のお知らせ

改定前	改定後
<p>II. 会員 (月会費等)</p> <p>第7条 会員は、当社が別途定める月会費・利用料金等を所定の方法で納入するものとします。なお、一度納入された月会費・利用料金等については、当クラブの利用がなかったとしても、返還いたしません。ただし、本規約に定めがあるとき、または当社が認めるときはこの限りではありません。</p> <p>2 会員は、月会費・利用料金等の未納があるときには、休会、退会等変更手続きをすることはできません。</p> <p>3 当社は、月会費・利用料金等を変更することができます。なお、月会費・利用料金等を値上げする場合には、当社は、会員に対し、3ヶ月前までに告知するものとします。</p> <p>4 前項の通知は、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等のいずれか方法および会員が当クラブに届け出た住所宛の郵送により告知するものとします。</p>	<p>II. 会員 (月会費等)</p> <p>第7条 会員は、当社が別途定める月会費・利用料金等を所定の方法で納入するものとします。なお、一度納入された月会費・利用料金等については、当クラブの利用がなかったとしても、返還いたしません。ただし、本規約に定めがあるとき、または当社が認めるときはこの限りではありません。</p> <p>2 会員は、月会費・利用料金等の未納があるときには、休会、退会等変更手続きをすることはできません。</p> <p>3 当社は、月会費・利用料金等を変更することができます。なお、月会費・利用料金等を値上げする場合 <u>(消費税率の変更に基づく金額の変更を除く。)</u>には、当社は、会員に対し、3ヶ月前までに告知するものとします。</p> <p>4 前項の通知は、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等のいずれか方法および会員が当クラブに届け出た住所宛の郵送により告知するものとします。</p>